

## 水道用亜硫酸水素ナトリウム液購入仕様書

標記浄水薬品の購入にあたって沖縄県企業局を「甲」、納入者を「乙」として次のとおり規格その他を定めるものとする。

### 1 品質規格

(1) 納入する亜硫酸水素ナトリウム液は下記の品質に適合すること。

ア) 食品、添加物の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号） 第2 添加物（最終改正：平成29年11月30日）（亜硫酸水素ナトリウム液）に準拠した下表の規格に適合すること。

項目	規格値
亜硫酸水素ナトリウム (NaHSO <sub>3</sub> ) %	34.0 以上
鉛 (Pb) $\mu\text{g/g}$	2.0 以下
ヒ素 (As) $\mu\text{g/g}$	1.5 以下

イ) 以下に定める設定最大注入率において「水道施設の技術的基準を定める省令」第1条第16号に定める基準に適合すること。

・設定最大注入率 500 mg/L（亜硫酸水素ナトリウム34%溶液換算した値）。

ウ) イ) で定めた設定最大注入率において下表の基準に適合すること。

項目	基準値
銅及びその化合物 mg/L	※ 0.001 以下
コバルト mg/L	※ 0.001 以下

※銅・コバルトについては暫定値である。

(2) 乙は、規定の品質を証明するため、「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に準じた試験方法により、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者が発行する品質規格試験成績書を北谷浄水管理事務所に提出するものとする。

### 2 提出書類

- ①規定の品質を証明するため、日本水道協会規格及び「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」に準じた試験方法により、計量法に基づく都道府県知事の登録を受けた計量証明事業者（事業区分：濃度）が発行する品質規格試験成績書
- ②緊急時の連絡体制表（乙及び製造業者）
- ③安全データシート（SDS）

### 3 納 入

- (1) 乙は甲から納入請求を受けたときは、速やかに甲の指定した納入場所に納入しなければならない。
- (2) 納入方法は、22kg入りポリタンクとする。
- (3) 納入日時は、原則として閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。ただし、緊急時はこの限りではない。

### 4 引渡場所

座間味村字阿嘉	阿嘉港	(阿嘉浄水場 TEL : 098-894-6110)
伊是名村字仲田314番4	伊是名浄水場	TEL : 0980-43-6520
伊平屋村田名3256	伊平屋浄水場	TEL : 0980-43-1688
渡嘉敷村阿波連572	渡嘉敷浄水場	TEL : 未定

### 1 契約期間購入想定数量

発注及び納入は各浄水場とも毎月1回程度とし、契約期間の想定数量は以下のとおりとする。

(1) 阿嘉浄水場	22kg/箱入り	5箱
(2) 伊是名浄水場	22kg/箱入り	621箱
(3) 伊平屋浄水場	22kg/箱入り	73箱
(4) 渡嘉敷浄水場	22kg/箱入り	91箱

前出実績数量は令和5年度上半期実績（伊平屋、渡嘉敷は設計数量）を元に計算したものであり、各浄水場の処理水量、水質等の変動により、購入数量は変動する。

### 6 請求書の受理及び支払

請求書は、北谷浄水管理事務所で受理し、その支払事務を行う。

### 7 その他

- (1) 乙は、労働安全衛生法その他関係法規を守り、十分な保安措置を講じ、事故防止に万全を期さなければならない。なお、法規に規定されていない事項についても、当局職員の指示があれば、必要な措置を講じなければならない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上定める。